

バックナンバー（2011年上半期）

◆活動のご報告◆

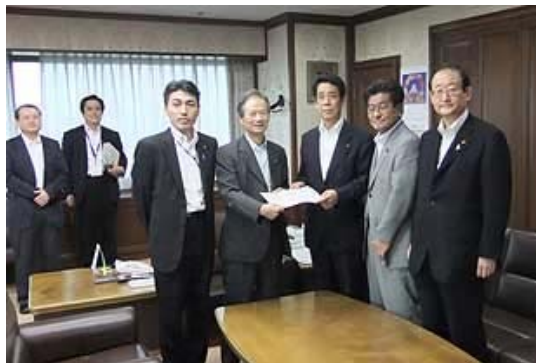
松野の日々の活動の様子をお伝えします。

◆ 2011年 6月 9日

人権侵害救済法制定に向けて第一歩

1 中間とりまとめの了承

民主党の人権侵害救済機関検討プロジェクトチームの中間とりまとめが、ようやく6月9日出来上がり、民主党の拡大政調役員会でも了承が得られた。私はこのPTの事務局長で、座長は川端達夫衆議院議員（元文相）である。これまで法務省、日弁連、学者、市民団体などからヒアリングを重ねてきて、とりまとめには大分苦勞をしたが、何とかメンバーの総意を得てまとめることができた。



2 後を絶たない人権侵害

この問題は、これまで約10年ほどの取組をしてきたある意味では歴史的な重い課題であった。人権侵害について、近時は、確かに各種の差別禁止を含めて人権救済を図る法律がある程度は整備されつつはある。例えばストーカー規制法、児童虐待防止法、DV防止法、個別労働紛争解決促進法、総合法律支援法（法テラス）、裁判外紛争解決（ADR）法等である。

しかし依然として、児童や高齢者に対する虐待、女性に対する暴力、障害等を理由とする差別、学校や職場におけるいじめなど、数々の人権問題が跡を絶たない状況にある。そして最近、社会的には刑事えん罪事件が続いていたり、東日本大震災に関連した差別発言やいわれなき風評被害が発生するなどの人権問題も起きている。独立性を有する人権救済機関による簡易・迅速・柔軟な救済制度の整備が必要と言われ続けてきたが、苦難の道のりであった。

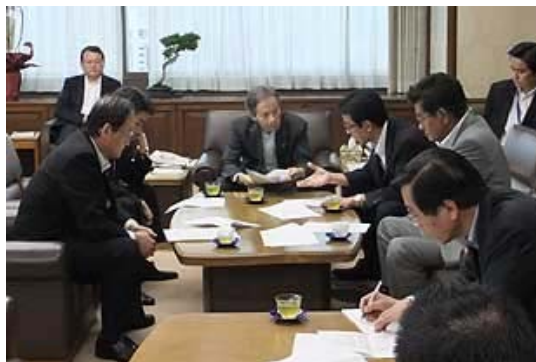
現在、法務省が取り扱っている人権相談だけでも年間25万件を超えている。その内容としても、暴行虐待、いじめ、プライバシー侵害から最近ではインターネットを利用した人権侵害事案も増加している。こうした現状を踏まえれば国内人権機関を設置する法整備は喫緊の課題である。

3 法案提出などの経過

これまでも例えば、平成13年5月の人権擁護推進審議会の答申により、独立性を有する委員会組織を設置し、簡易・迅速・柔軟な人権救済制度の創設が提言された。平成10年11月以降、国連規約人権委員会をはじめ、各種人権関係条約に基づく委員会等が、我が国に対し、独立した国内人権機構の整備の必要性についてたびたび勧告がされている。

政府は2002年3月8日、参議院に人権擁護法案を提出し（閣法第56号）、民主党としても2005年8月1日、人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案（人権侵害救済法案）を衆議院に提出してきた（衆法第33号）。いずれも廃案にはなったが、議論は積み重ねられている。

政府から独立した国内人権機関の設置については、民主党のマニフェストにも記載している上、政権交代後の政府として、総理大臣も法務大臣もその必要性を明言している。もはや待たなしとも言える。



4 江田法務大臣に提出

こうした経過を経て、6月8日のPTでおおかたの了解を頂き、翌9日夕方の拡大政調役員会で私が説明を行って政調役員からの質問にも答えて了承を得た。その後、了承を得たばかりの中間とりまとめを持参して、川端座長らと一緒に法務省を訪れ、江田法務大臣に提出して説明も行った。

基本的にはこの中間とりまとめを踏まえ、さらに細部を詰めながら政府提出の法案に仕上げていきたい。色んな方々からの批判もあろうかと思うし、まだまだ苦勞は続くが頑張りたい。

◆ 2011年 5月 21日

岐阜で浄化槽処理を視察

5月21日（土）には東京から岐阜に赴き、合併浄化槽の清掃や維持管理の実際を見てきました。ご説明などを頂いた岐阜県環境整備事業協同組合の皆さんには大変お世話になりました。

私は民主党生活排水適正処理推進プロジェクトチームの事務局長をしています。このPTは、これまでの下水処理のあり方を見直そうというものです。下水処理は、まさに縦割り行政の典型です。つまり、国土交通省は都市部を中心に公共下水道整備を推進してきたし、農林水産省は農村部を中心に農業集落排水事業を推進してきた。また環境省はその隙間をぬって合併浄化槽を推進してきました。

これまでは国土交通省が力を持っていたのでどうしても公共下水道整備が進められてきて、地方自治体には下水道普及率競争をさせていたものです。しかし、公共下水道整備には相当のお金がかかります。そのため下水道事業が自治体財政悪化の大きな要因となっているのです。全体としてみれば、一般

